

石川労働局発表
令和7年8月12日(火)

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室

室 長 河野 英俊

賃金室長補佐 石間 康時士

電 話 076(265)4425

令和7年度石川県最低賃金の改正答申について ～時間額 1,054円(70円引上げ)～

―業務改善助成金・キャリアアップ助成金などの活用を―



石川地方最低賃金審議会(会長 木村 弘きむら ひろし:のいち法律事務所 弁護士)は、本年7月10日(木)に石川労働局長(八木 健一やぎ けんいち)から「石川県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、石川県最低賃金専門部会(部会長 木村 弘)を設置した上で、5回にわたり慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきた結果、本日、石川県最低賃金の改正決定について「**時間額 1,054円**」で賛成多数により結審し、石川労働局長に対しその旨の答申を行いました。

この「**時間額 1,054円**」は、現行の石川県最低賃金の「984円」を「70円」引き上げるもので、引き上げ率で7.11%となり、初めて1,000円を超え、石川県最低賃金が時間額で制定されるようになった平成14年以降最大の引上げとなります。

今後、石川労働局では、この答申の内容についての異議の申出に関する公示等を経て、石川県最低賃金額を決定し、官報公示を行うこととしており、改正後の最低賃金額は最短で**令和7年10月8日(水)に発効**となります。

厚生労働省は、業務改善助成金、キャリアアップ助成金をはじめとした各種助成金を「賃金引上げ支援助成金パッケージ」として取りまとめており、石川労働局では、県内の中小企業・小規模事業者の皆様が石川県最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するため、その利活用を促進しているところです。改正後の最低賃金額とともに、各種助成金利活用の周知にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。(別添リーフレット「賃金引き上げの支援策」をご参照ください。)

1 近年の石川県最低賃金額の推移について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間額	832円	833円	861円	891円	933円	984円	1,054円
引上げ額 (目安額)	26円 (26円)	1円 (示さず)	28円 (28円)	30円 (30円)	42円 (40円)	51円 (50円)	70円 (63円)
引上げ率	3.22%	0.12%	3.36%	3.48%	4.71%	5.46%	7.11%
発効年月日	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7	R4.10.8	R5.10.8	R6.10.5	R7.10.8

2 最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。

